

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)の一部を改正する省令案
- ・無線局免許手続規則に基づき、変調方式を切り替えて運用する無線設備の周波数帯及び標準的な変調方式を定める告示案
- ・無線局免許手続規則に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件(平成30年総務省告示第356号)の一部を改正する告示案
- ・電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

#### (1) 11/15/18GHz帯固定通信システムの高度化

11/15/18GHz帯固定通信システムは、企業向けあるいは携帯電話事業者の基地局向けなど、光ファイバ網とともに情報通信インフラの重要な役割を担っています。当該システムでは、島嶼部における高機能ネットワーク回線の設置のためのルート長延化、4G等の普及を目的としたエントラ ns 回線の高速化、基幹系ネットワークの低廉化が望まれています。このような背景を踏まえ、令和2年9月から情報通信審議会において「11/15/18GHz帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」について審議が行われ、総務省は、令和3年5月25日、情報通信審議会から一部答申を受けました。

今般、これを踏まえ、11/15/18GHz帯固定通信システムの高度化を行うため、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案を作成したものです。

#### (2) その他規定の整備について

変調方式を切り替えて運用することのできる固定局に関して、工事設計書に記載する変調方式を整理するため、無線局免許手続規則の改正案及び告示案を作成したものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口(e-Gov)(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載します。

### 4 意見の提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

#### (2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: fix-micro\_atmark\_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「\_atmark\_」を@に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力をよろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイ

ル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類:CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル  
(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAXを利用する場合

FAX番号:03-5253-5889

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室 あて  
※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

**5 意見提出期間**

令和3年11月20日(土)から同年12月20日(月)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

**6 留意事項**

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わなことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することができます。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

**連絡先窓口**

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室

担当:第一マイクロ通信係

電話:03-5253-5886

FAX:03-5253-5889

電子メールアドレス:fix-micro\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局 電波部  
基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案等についての意見募集－11/15/18GHz 帯固定通信システムの高度化に係る制度整備－」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見